

「2027年国際園芸博覧会の機運醸成に資する親子参加型イベントの企画及びアート作品の制作業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「2027年国際園芸博覧会の機運醸成に資する親子参加型イベントの企画及びアート作品の制作業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会発注の委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会(以下「協議会」という)は、プロポーザルの実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書の内容は、別に定める「提案書作成要領」による。

(プロポーザル評価委員会)

第4条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) ヒアリング
 - (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (4) 評価の集計及び報告
 - (5) その他必要と認めるもの
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|-------------------------------------|
| 委員長 | 旭区地域振興課長 |
| 副委員長 | 協議会役員 |
| 委員 | 鶴ヶ峰地区町内会連合会会長 |
| | 旭区区政推進課長 |
| | 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課担当課長 |
| | 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会広報課長 |
- 3 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の会議の議長となる。
 - 4 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。
 - 6 委員長は、評価結果を横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会に報告するものとする。

(評価)

第5条 評価委員会は、別に定める「提案書評価基準」により提案書の評価を行う。

- 2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 評価委員会は、提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

(評価結果の審査)

第6条 協議会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(契約)

第7条 前条までの規定に基づいて実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、その翌年度及び翌々年度の「2027年国際園芸博覧会の機運醸成に資する親子参加型イベントの企画及びアート作品の制作業務委託」に関する契約については、協議会において、履行年度における業務の実績等をもとに審議した上で、契約の妥当性があると認められた場合には、当該業者と随意契約できるものとする。

- 2 前項の規定について、当該業者との契約は、当初契約年度を含め3回を上限とする。

附 則

この要領は、令和6年6月7日から施行する。

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

2027年国際園芸博覧会の機運醸成に資する親子参加型イベントの企画及びアート作品の制作業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約1,800千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 提案資格

本プロポーザルの参加者は、本業務の実施が可能な者であり、次に掲げる条件にすべて該当するものとします。

- (1) 横浜市の有資格者名簿に登録があり、本委託の公表日時点又は公表日以降に指名停止処分を受けていないこと。ただし、現在有資格者名簿に登録されていない場合は速やかに横浜市に申請書を提出し、参加意向申出書の提出の際に申請の写しを添付すること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。
- (5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること。
- (7) 本業務委託の完了までの履行ができること。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、参加意向申出書を期日までに提出してください。

(1) 提出期限

令和6年6月20日（木）正午まで（必着）

(2) 提出先

横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局（横浜市旭区区政推進課）

（担当：岩間、長友、五十嵐、小山田）

・住所：〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

・電話番号：045-954-6027

・ Eメール：as-2027engeihaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

郵送又は電子メール

(4) 注意事項

ア 郵送の場合は書留郵便とし、発送後に必ず電話連絡の上、期限までに到着するように発送してください。

イ 電子メールの場合は、必ず電話で着信確認を行ってください。

(5) 提出書類

ア 参加意向申出書（要綱様式1） ※押印不要

イ 誓約書（要領一1） ※押印不要

5 質問書（要領一2）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、参加意向申出書を提出した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和6年6月28日（金）正午まで（必着）

(2) 提出先 4(2)と同じ

(3) 提出方法 電子メール

(4) 注意事項 ・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
・質問書は word 形式で添付してください。

(5) 回答日及び方法 令和6年7月8日（月）まで（予定）に電子メールで回答します。

6 辞退

参加意向申出書の提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（要綱様式2）を期日までに提出してください。

(1) 提出期限 令和6年7月12日（金）正午まで（必着）

(2) 提出先 4(2)と同じ

(3) 提出方法 電子メール

(4) 注意事項 送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出期限 令和6年8月5日（月）正午まで（必着）

イ 提出部数 1部

ウ 提出先 4(2)と同じ

エ 提出方法 郵送又は電子メール

※郵送の場合は、電子媒体（CD又はDVDに格納したPDFデータ）1部も併せて提出してください

オ 注意事項 4(4)と同じ

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、協議会の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の責任者・担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

8 提案書の作成

- (1) 提案書は、別添業務説明資料を踏まえて作成してください。
- (2) 次の項目に関する提案を所定の様式で作成してください（押印不要）。なお、ア・カを除き、社名を一切表記しないようお願いします。

ア 提案書表紙（要綱様式3）

イ 業務実績等記入表（要領一3）

ウ 業務実施体制記入表（要領一4）

エ 提案内容書（要領一5）5枚程度

なお、プレゼンテーションでは、応募書類に記載の範囲内で作成した Microsoft PowerPoint 等を説明の補助として使用（資料の配布又は投影）することが可能です。

オ 提案書の開示に係る意向申出書（要領一6）

カ 参考見積書（様式自由。宛名は「横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会」としてください。）

(3) 作成上の留意点

ア 提案は、考え方を文章、文章を補足するイメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述して下さい。

イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述して下さい。

ウ 多色刷りは可としますが、見易さに配慮をお願いします。

エ 事業所名が分かるような記載がされている場合は、事務局にて当該部分を黒塗りします。

(4) その他

提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」、「障害者雇用に関する取組」、「健康経営に関する取組」の評価について、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対 象	提出書類
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満のみ加算）	確認できる書類の写し
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	
次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）	
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証	

9 評価基準

提案書評価基準のとおり

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和 6 年 8 月 20 日(火)～29 日(木)の間のいずれかで指定する日
- (2) 実施場所 横浜市旭区役所（横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12）
- (3) 出席者 本プロポーザルに関する責任者を含む、3 名以下としてください。
- (4) その他

日時・場所等については、現時点での予定のため、詳細については別途お知らせします。一提案者あたりのヒアリング時間は、概ね 20～30 分を想定しています。（提案者数により変動の可能性があります。）

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す組織で行います。

名 称	横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会	2027 年国際園芸博覧会の機運醸成に資する親子参加型イベントの企画及びアート作品の制作業務委託評価委員会
所 掌 事 務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
		横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会役員 鶴ヶ峰地区町内会連合会会長 横浜市旭区地域振興課長 横浜市旭区区政推進課長 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会広報課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、本事業の受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を電子メールにより通知します。

- (1) 通知日 評価委員会実施後 1 週間までに行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、協議会が通知を発送した日の翌日起算で、事務局が所在する旭区役所の閉庁日を除く 5 日

後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

協議会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために協議会において作成された資料は、協議会の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、特定を見合わせるがあります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、協議会の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に横浜市から指名停止処分を受けた場合には、以後の本件に関する手続に参加できないものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の可否

受託事業者として特定した者は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。

業務説明資料

本説明書に記載した内容は、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 総則

(1) 委託業務名

2027年国際園芸博覧会の機運醸成に資する親子参加型イベントの企画及びアート作品の制作業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(3) 履行場所

横浜市旭区内

(4) 取組の背景・目的

「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）が旭区及び瀬谷区に跨る旧上瀬谷通信施設で開催されることから、旭区では開催地元区として機運を高めるため、令和2年度から様々な取組を行っています。

特に、参加者に、直接、GREEN×EXPO 2027 の開催を伝えられる機会として親子参加型のイベントを開催し、GREEN×EXPO 2027 のクイズの実施や缶バッジづくり、チラシ等の配布により、広報活動をしてきました。

今後は、GREEN×EXPO 2027 への期待を高めていくため、花や緑等に親しめるイベントを通じて広報していきます。そこで、新たに、GREEN×EXPO 2027 への期待を高められるワークショップ型のイベントを開催し、イベントで参加者が作成したものを活用して平面のアート作品を制作します。アート作品は、相鉄線を利用する全ての人が GREEN×EXPO 2027 への期待を膨らませることのできるプロモーションツールとして、相鉄線鶴ヶ峰駅上りホームの工事の仮囲いに展示し、旭区民だけではなく、鉄道利用者へも広報を広げていきます。

2 業務内容

本業務では、イベント企画、広報、運営、アート作品の制作（デザイン）、色校正（印刷は本委託には含まない）までを実施する。次の項目に基づき、業務内容の提案を行うこと。

(1) イベント企画

次の点を考慮しながら、GREEN×EXPO 2027 の広報に資するイベントを企画すること。

ア イベント内容は、GREEN×EXPO 2027 の趣旨やテーマと親和性があるもので、かつ、親子で参加できることを想定しながら、幅広い年代層が気軽に参加しやすいものとする。

イ イベントでは、参加者が形として残るものを作成し、そのうち、アート作品の制作に必要な部分について、受託者により収集・保管する。

ウ 参加者が、自ら作成したものがアート作品になることが認識でき、アート作品の完成を期待できる仕組みを設ける。

エ 開催時期は、アート作品の制作の期間を確保した上で設定することとし、詳細は契約後に委託者と調整の上、決定する。

オ 開催場所、運営方法、運営にかかる人員は、受託者の提案による。

なお、次の場所で開催する場合は、委託者が用意又は調整することができる。

- ・旭区役所本館 1 階イベントスペース「ろびーぎゃらりー」
- ・区内小学校、地区センター、旭公会堂の会議室等
- ・二俣川駅東西自由通路

カ 委託者が運営するイベントで、本企画を実施することも可とする。その場合、上記ア～ウに加えて、次の点に留意すること。

(I) 令和 6 年度下半期、委託者は区内でイベントを 3 回程度開催する。このうち、最低 1 回は今回の企画内容のイベントとなるようにする。

現時点で想定しているイベントは次のとおり。①②は、既存のイベントにテントブースを借りて出展をするスタイルで、③は場所を借りて単独イベントを開催するスタイル。スペースの広さや屋外・屋内、備品の数等の違いはあるが、いずれでも対応できる企画を検討し、契約決定後、委託者と相談のうえ、どのイベントで実施するかを決定すること。いずれもスペースの使用料は不要。

なお、5 年度は缶バッジ作成ワークショップを開催し、参加者 150 名が作成。同伴者を合わせると各回 300 名～400 名程度の方がイベントスペースに立ち寄られた。

<実施予定イベント一覧>

イベント時間、ブースの広さや備品等は令和 5 年度の実績であり、6 年度は多少の変更の可能性もある。

	名称	時期	場所・実施時間(準備撤収時間除く)	イベントスペースの広さ等
①	秋の里山ガーデンフェスタ	9 月	・里山ガーデン 入口付近テントブース ・ 9 時半～16 時半	・ テント一張り (3.76m×3.76m) ・ 3 人掛けテーブル 3 台 ・ 折り畳みイス 6 脚
②	区民まつり	10 月	・ 旭区役所駐車場 ・ 10 時～15 時	・ テント一張り (3.6m×2.7m) ・ 2 人掛けテーブル 2 台 ・ 折り畳みイス 4 脚
③	—	11 月	・ よこはま動物園ズーラシア 内 ころこロッジ ・ 10 時～15 時半	・ 屋内休憩スペースの一角 (約 7.65m×7.65m程度) ・ 4 人掛けテーブル 9 台 ・ イス 36 脚

(II) イベントブースでは電源が必要な機材は原則使用できない。

(III) イベントの運営は委託者が中心となっていくが、受託者も最低一名は運営補助として常駐すること。

(2) イベント告知の検討

次に掲げる委託者が実施する広報に必要となるイベントイメージを作成し、委託者が指定する形態 (jpg、illustrator 等) で提供すること。

なお、画像を活用したチラシ化等は必要に応じて委託者が実施するため、今回の事業費には含めないこととする。

<委託者が実施できる広報>

- ・ 広報よこはま旭区版への掲載
- ・ 旭区公式X、HPへの掲載
- ・ イベントブース周辺での案内パネル等の設置

(3) 必要資材・物品の調達、イベント当日の運搬・設営補助・撤収等
次のとおり実施すること。

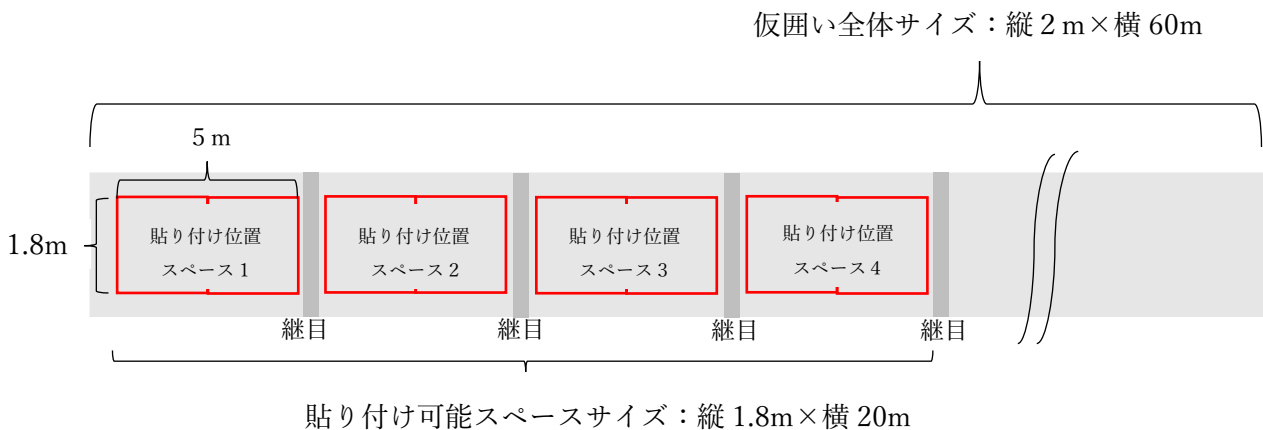
- ア (1)で企画したイベントに必要な資材・物品を調達し、イベント実施まで保管すること。
- イ イベント当日は開催場所まで資材等を運搬し、設営、運営、撤収まで行うこと。
- ウ イベント中の写真（映像でも可）を撮影すること。なお、(6)のとおり、令和7年度に本事業のプロモーションを行うことから、宣材素材となることを意識したものとする。
- エ イベント終了後は、速やかに撤収・運搬し、不要物品は廃棄すること。また、参加者から収集したものを適切に保管し持ち帰ること。
- オ 委託者が行うイベントの中で、本企画を実施する場合（(1)カの場合）には、委託者が行う設営作業及び運営を補助し、必要な助言を行うこと。なお、委託者は3名程度運営にあたる想定とする。

(4) アート作品の制作

次の点を考慮しながら、GREEN×EXPO 2027 の広報に資するアート作品を制作すること。

- ア アート作品はデータで作成する。なお、完成品は、本委託とは別に、平面のシールに印刷し、鶴ヶ峰駅上りホームの工事の仮囲いに貼り付ける。

<仮囲い全体イメージ図：貼り付けられる位置、サイズ>

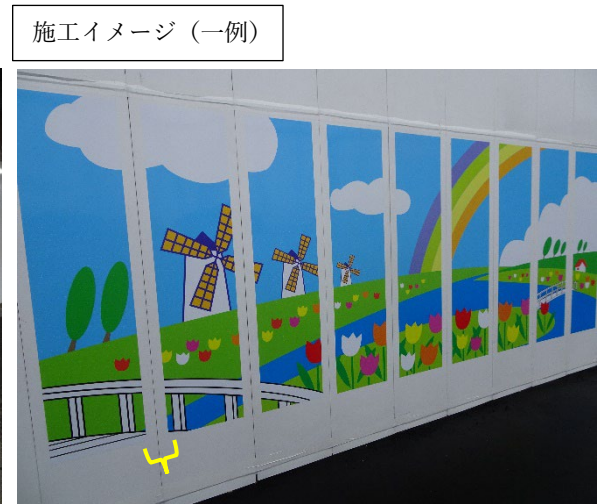
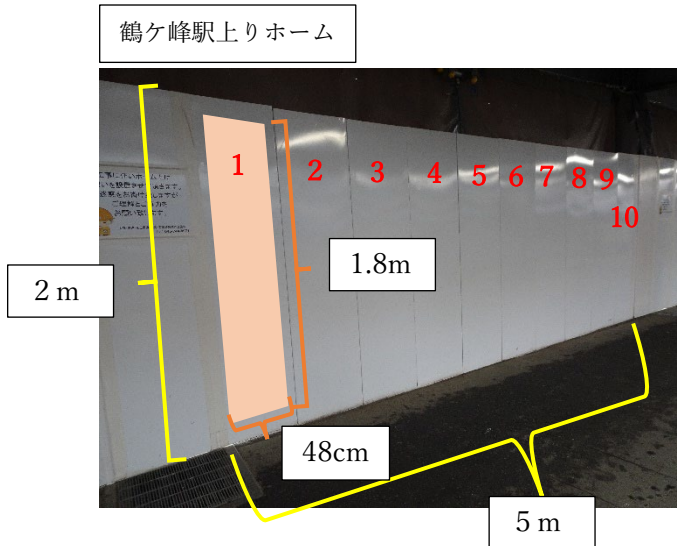


■アート作品貼り付け可能スペースのサイズ（赤枠部分・仮囲いの隙間部分も含む）

- ・ 1スペースあたりの最大サイズ：縦 1.8m × 横 5 m
- ・ 全スペースの合計サイズ：縦 1.8m × 横 5 m × 4 スペース = 横 20m

■シールのサイズ、貼り付けイメージ

- ・縦 1.8m×横 48cm とする
- ・貼り付け可能な 1 スペース内で、シールを最大横 10 枚まで並べて貼ることができる



※このイメージと同様に、仮囲いの隙間にはシールを貼れないため、シールとシールの間に 2 cm 程度の空白部分が出る

- イ アート作品は、イベント参加者が作成したものを出来るだけ活用し、かつ、GREEN×EXPO 2027 の趣旨を感じられるデザインとすること。
- ウ 貼り付け可能スペース内で、アート作品が出来た経過（ワークショップの内容等）が分かる説明等を入れること。
- エ 貼り付け可能スペース内で、GREEN×EXPO 2027 の情報を入れられるよう、委託者と協議しながら進め、情報掲載の部分は複数回校正を行うこと。なお、現時点の情報案はイメージ図のとおり。
- オ 貼り付け可能な全スペースを活用することを前提に、駅ホームの仮囲いという場所の特性を活かし、より効果の高い広報ができるよう提案すること。
- カ 提案時には(1)の企画を実施した想定で、上記内容を踏まえ、考え得るデザインイメージ（簡易なもので可）も 1 案提示すること。
- キ (6)のプロモーションを意識し、アート作品の制作過程を写真（映像でも可）で記録すること。

■GREEN×EXPO 2027 に関する情報（イメージ）

GREEN×EXPO 2027

2027年国際園芸博覧会

開催期間 ▶ 2027年3月19日～9月26日 開催場所 ▶ 旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）

(5) アート作品の色校正

完成したアート作品(デザイン)は、委託者が令和7年3月中にシールにテスト印刷を行う。受託者は、委託者から提供されるテスト印刷されたシールを確認し、色校正を行い、必要に応じて3月19日までにデザインデータの修正を行う。

(6) 仮囲いにシールが貼られるまでのプロモーション

アート作品は、(5)の色校正を経て本印刷された後、令和7年10月以降に仮囲いに貼り付ける。イベント実施後から貼り付けまでの間で時間があいてしまうため、イベント参加者の期待感を損なわぬよう、また、イベントに参加していない人へもアート作品のお披露目を心待ちにしてもらえよう、本委託とは別に、令和7年4月以降にプロモーションを行う。

プロモーションでは、イベント実施状況やアート作品の制作過程が分かるような内容を想定している。令和7年度にプロモーションを行う場合に、どのようなプロモーションを行えるか提案し、本委託の見積とは別に、参考見積を提出すること。

なお、プロモーションの契約は、本委託業務の実績等をもとに審議した上で、契約の妥当性があると認められた場合には、本委託の受託者と随意契約のうえ実施することができるものとする。

(7) 納品・履行期限

ア アート作品のデザインデータ

令和7年2月10日までに完成させ、CD-R(1枚)で納品すること。

イ 色校正

令和7年3月19日までに終了させ、データがアから変更となった場合は、3月21日までに、改めてCD-R(1枚)で納品すること。

ウ イベント実施時及びアート作品の制作時の記録データ(写真等)

令和7年3月21日までに、CD-R(1枚)で納品すること。

3 スケジュール

イベント実施	契約後～概ね年内を目途に
アート作品制作・データ提出	～2月10日まで
色校正	～3月19日まで
色校正後のデータ提出	～3月21日まで
イベント実施時及びアート作品制作時の記録データ提出	～3月21日まで

4 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と十分に打合せを行うこと。
- (2) 本仕様書に明記していない事項及び疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則、委託契約約款の定めるところによるほか、必要に応じて委託者と協議のうえ、その指示に従い作業すること。
- (3) 本委託業務により生じたアート作品の著作権は受託者に帰属するものとする。ただし、シール化した製作物の利用、処分及びアートデザインを使用した本事業の広報等は委託者の権利で自由

に行うことが出来るものとする。

- (4) イベント実施時及びアート作品の制作時の記録データ（写真等）の著作権は委託者に帰属するものとする。
- (5) 本業務の進捗状況については、委託者に随時連絡すること。